

令和 6 年 10 月 4 日

岐南町長 後藤 友紀 様

岐南町廃棄物処理対策協議会

会長 豊田 崇文

岐南町におけるごみ処理の基本方針について(提言)

岐南町廃棄物処理対策協議会は、ごみの減量化及び資源化の推進並びにごみ処理手数料について協議を行い、意見をまとめたので下記の通り提言する。

記

1. ごみ処理手数料について

現在、岐南町では処理・処分を必要とする「可燃ごみ」「燃える大型ごみ」「不燃ごみ」について、町民に処理費用の負担を求めず^{注1)}、ごみ収集・処理はすべて税金で行われている。

リサイクル可能な資源以外の「可燃ごみ」「燃える大型ごみ」「不燃ごみ」について、ごみ排出量の削減、応分負担による公平性の確保、他市町からのごみの流入などの観点から、ごみ処理手数料を設け有料化の実施を提言する。

注1) 現在の指定可燃ごみ袋購入は、作成費用のみ負担する仕組みであり、収集・処理費用は負担していないため、ごみの有料化でなく「指定袋制」となる。

① 可燃ごみ

令和5年度における家庭系可燃ごみの収集・処理にかかる費用は約2億8000万円であり、1kgあたり約70円である。45Lの可燃ごみ1袋を7kgと仮定すると、1袋あたり約500円の処理費用となる。

この1袋あたり500円の処理費用を必要とする可燃ごみについて、周辺市町のごみ袋価格などを踏まえ、「45L・1袋あたり50円」とすることを提言する。

なお、使用のごみ袋に合わせてごみを分別して減らす意識が向上することから、45Lの大袋に加えて、中袋、小袋の作成を行うとともに、袋が小さくなるほど1Lあたりの単価が安くなる価格設定を行うことが望ましい。

また、ごみ処理にかかる費用を町民に意識してもらうこともごみの減量に有効であるため、広報紙への掲載や可燃ごみ袋への記載などの手法で、可燃ごみ1袋あたりの処理費用を周知することを求める。

事業系可燃ごみの処理費用については、「処理費用原価相当額」の負担を求める。

② 粗大ごみ

後述する分別・回収方式の変更により、現在の「燃える大型ごみ」と「不燃ごみ」は「粗大ごみ」に統一する。

家庭系粗大ごみの処理手数料は、拠点回収場所に持ち込む場合「10kgあたり200円」とすること。

なお、事業系粗大ごみの処理費用については、「処理費用原価相当額」の負担を求めること。

③ 改定時期

令和9年4月稼働予定の岐阜羽島衛生施設組合^{注2)}新ごみ処理施設に係るごみ処理費用は、構成市町のごみ排出量の按分で決定される。

このことから、可燃ごみ有料化の開始時期は「令和8年4月を目途に、できるだけ早期実施」を求める。

注2) 岐阜羽島衛生施設組合とは、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町2市2町で構成された一部事務組合である。

2. ごみの分別及び回収方式について

現在、岐南町では不燃ごみやリサイクル資源のステーション収集時に、自治会の環境美化監視員及び役員が立番を行っている。この立番の回数が年42回と多く、自治会加入率の低下や環境美化監視員の高齢化などの課題を鑑みると、負担軽減を検討する必要がある。

また、少子高齢化の進行に伴い、廃棄物処理業者においても人手不足が深刻化しており、将来的に今までと同様の収集体制を維持することが困難になると予想される。

上記を踏まえ、ごみ処理経費の削減と住民サービスのバランスを考慮し、以下のごみ分別及び回収方式の変更を提言する。

なお、ごみ出しはライフラインの一つであることから、福祉部門と連携して高齢者世帯や障がい者世帯など、ごみ出しに困難を抱える世帯に対する「生活支援策」の検討を要望する。

① 粗大ごみの新設及び回収方式

現在隔月でステーション収集を行っている「燃える大型ごみ」及び「不燃ごみ」を新たに「粗大ごみ」とすること。

また収集に係る人員及び経費負担を低減するため、粗大ごみの拠点回収方式を導入することを基本とするが、拠点へ持ち込みができない方への配慮を実施すること。

なお拠点回収場所は、岐阜市の粗大ごみ回収場所が3か所であることを鑑みると、1か所が妥当である。

② 紙類の収集廃止

現在月1回ステーション収集を行っている紙類について、町内全域に民間事業者による古紙回収場所が設置されていることから、町による古紙収集を廃止し、民間の古紙回収拠点の利用に転換する。

なお、古紙回収業者と十分に調整を行い、住民が安心して持ち込みができる環境を整備すること。

③ 緑ごみの回収方式変更

現在月1回ステーション収集を行っている緑ごみについて、ステーション収集から拠点回収へ変更する。

3. 指定ごみ袋の購入場所の拡充について

① 指定ごみ袋の購入場所の拡充

指定ごみ袋は、住民サービス向上のため、近隣市町の店舗で購入できるよう購入場所の拡充を求める。

② 指定ごみ袋の無償配布

町のイベント等の景品等として、指定ごみ袋を無償配布することは、ごみ減量・資源化の推進の目的に一致しないため慎むこと。

以上